



北岸用水堰

## 2. 那賀川北岸農業水利事業

那賀川北岸地区では、上広瀬堰・下広瀬堰・大井手堰から引水して、2,500町歩にわたってかんがいていた。いずれの堰も長大で、しかも構造は原始的な杭打・石詰工法であるため、洪水時には堰の各所が破壊され、漏水も激しく用水量に不足を来すとともに、復旧に莫大な経費を要していた。

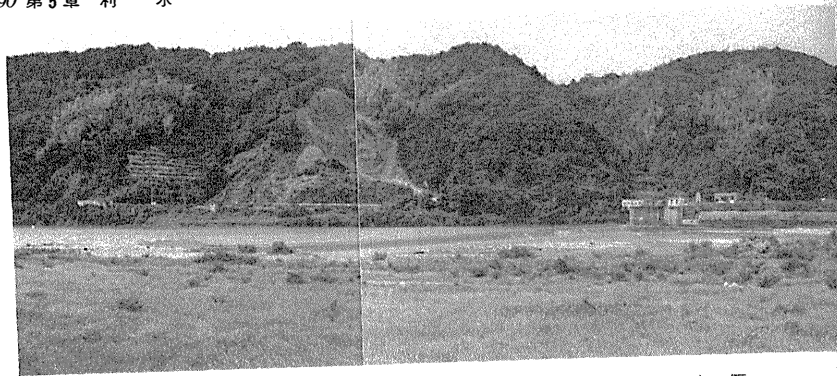
さらに水路は砂礫層の素掘水路であるため、漏水が激しく、堰の不完全さと相まって、地区の上流部は旱害、下流部は塩害を被り稲作の被害は甚大であった。

これら農業水利の不備を解消するために、3堰を統合して洪水時の災害を除き、幹線水路を新設して漏水をなくし、必要な用水量を確保し、旱害・塩害および維持管理費の軽減を図る計画が出てきた。

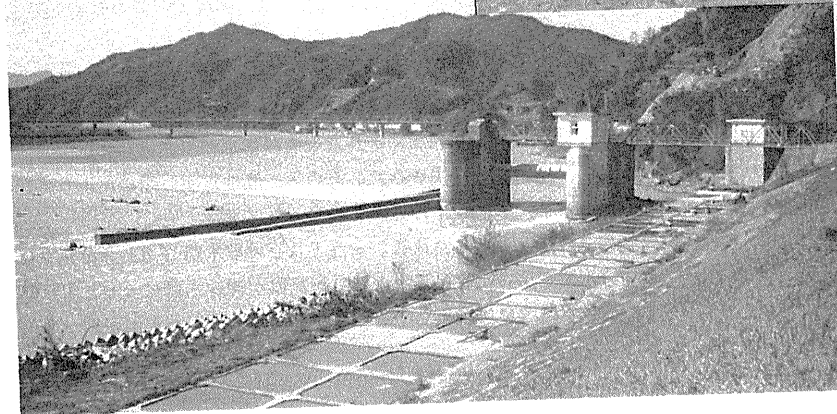
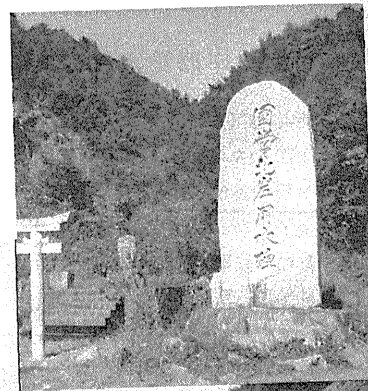
昭和13年頃より、地元から堰の改修に対する要望がつのり、昭和17年に南岸地区の改良事業に着工したのを契機に、那賀川北岸水利組合連合を結成し、農業水利の不備を国営事業で推進するよう運動を展開した。昭和21年に農地開発法により大規模農業水利事業として農地営団にとりあげられ調査測量に着手し、事業計画が立案された。その後、農地営団の閉鎖により農林省が直接農林水産事業として継承し、昭和23年7月に国営事業として着手した。

この事業は、国営農業水利改良事業として農林省が頭首工及び幹線水路（3,373 m）を施工し、国営附帯・徳島県営那賀川北岸用排水改良工事として徳島県が幹線水路につづく用水路（13,333 m）を施工し、団体営水路改良事業として那賀川北岸土地改良区が支川水路（4,974 m）を施工することになった。

昭和23年度から、国営事業の取水隧道から着手し、つづいて昭和26年度には堰堤工事に着手し、昭和30年1月に3堰を統合した新しい堰と幹線導水路が完成した。



北岸用水堰



路の総延長13,333 mを県営事業として着手し、昭和38年度末に完成した。

さらに、那賀川北岸土地改良区は、国営・県営事業に引続き、各支線水路の総延長4,974 mの改修を、昭和42年度に着手し、昭和46年度に竣工した。

こうして、昭和13年の改修要望の運動から30有余年をもって、営々とはらわれてきた努力が報われ、完全な水利事業がここに完成したのである。

各事業の計画概要は次のとおりである。

(国営那賀川北岸水利事業) 農林省

1. 堰 堤
 

型 式	溢流型重力式
堤 長	278.2 m
高 さ	25.0 m
コンクリート量	23,000m <sup>3</sup>
基礎井筒	上流側 長さ10×巾3.6×高さ6.24 m
	下流側 6×3.0×4.38×8基
2. 土砂吐水門
 

門 柱	巾4×長さ15×高さ10.4 m
門 扉	SR式ローリングゲート 一連
	扉長 15m, 高さ 2.5 m
3. 取入水門
 

取 入 量	12.12 m <sup>3</sup> /sec
門 扉	巾6×高さ2.5 m
4. トンネル及暗渠
 

ト ン ネル	型 式 半円型アーチ
	巾及延長 5 m×70 m
暗 渠	型 式 インドラス型
	巾及延長 5 m×44.5 m
5. 水 路
 

水 路	水 路
-----	-----

水路巾	壁高	延長	勾配	摘要
10.00 (m)	1.70 (m)	126 (m)	1 : 3.000	
8.20	1.47	1,500	1 : 3.200	
6.00	1.30	640	1 : 1.000	
5.50	1.30	902	1 : 1.000	
計		3,168		

292 第5章 利 水

分水工	3カ所
暗渠	30m 1カ所
落差工	2カ所
地下水圧減殺工	延長 1,200 m
水圧調整樋門	1カ所
ポンプ場	6カ所
水路橋	22カ所
橋梁	29カ所
流入工	4カ所
支渠	22カ所
排水工	13カ所

(国営附帯，徳島県営那賀川北岸用排水改良工事)

水路名	延長 m	上巾 m	底巾 m	深さ m	工事費 円	摘 要
大井手導水路	38.80	16.00	16.00	1.40	527.000	国営終点と県営第一扉門
坂野幹線	7,316.88	5.60 1.30	5.00 1.30	1.50 1.00	82,219.000	古庄扉門一和田島終点
平島幹線	1,613.16	4.20	3.00	1.01	13,929.000	古庄扉門一江の口扉門
立江幹線	1,161.70	1.80	1.60	1.10	11,095.000	羽ノ浦扉門一立江終点
今津八幡	2,165.23	3.52	2.80	1.20	16,727.000	明治橋一八幡島尻分水 那東鉄橋まで
岩脇幹線	1,037.50	1.80	1.60	1.05	7,759.000	上岩脇扉門一傍示
					28,904.000	用地費・施工雑費・ 事務費
合 計	13,333.27				159,160.000	

(団体営水路改良事業)

水路名	延長	巾員 深さ	事業費	備 考
山路三ヶ村	422.0	1.85 1.04 × 0.65 m	3,459. 〃	
古庄 用水	1,180.63	1.93 1.36 × 0.70	7,410	
中庄 〃	436.00	1.50 × 1.00	5,655	
黒地 〃	293.60	1.50 × 0.65	1,863	
今津 〃	316.50	4.37 3.32 × 1.20	5,395	
小延 島尻	348.50	1.40 × 1.10	3,835	
中島 〃	634.50	1.60 × 0.90	5,429	
上福井 〃	406.20	1.60 × 0.70	3,541	

第2節 かんがい事業 293

水路名	延長	巾員 深さ	事業費	備 考
古津島尻	378.0	1.60 × 0.70 m	3,858 〃	
赤池 〃	207.70	1.60 × 0.90	2,580	
立江 〃	350.0	0.70 × 0.60	2,112	
			全線の工事雑費及事務雑費	1,838
合 計	4,973.63		46,975	

那賀川よりの引水許可

徳島県指令河第137号の1

徳島県那賀郡羽ノ浦町大字古庄字中川原

那賀川北岸土地改良区連合

昭和31年2月8日付で申請のありました河川の引水使用については河川法第17条の規定により次の通り許可します。

昭和31年3月13日

徳島県知事 原 菊太郎 印

- 引水の場所  
那賀川筋 那賀郡羽ノ浦町大字古毛字小谷6番の2 地先河川敷  
" " 10番の3
- 引水使用目的  
那賀川北岸用水改良事業施行地区における2,520町歩の灌漑に供する。
- 使用水量  
挿秧期は最大毎秒12.11立方メートル以内とし、渇水期は毎秒8.30立方メートル以内とします。但し公益上、又は当庁において必要があるとき引水量を制限し、又は停止することがあります。
- 河川使用期間は、許可の日から30ヶ年とする。
- 引水期間は毎年5月10日から10月31日迄とす。
- この許可に基いて他に損害を与え、又は与える虞のあるときは許可を受けた者は自費で之を賠償し、又はこれを予防するために必要な施設を建設、省那賀川工事事務所長および富岡土木出張所長の指示に従って施工しなければならない。
- 前各項の外河川法および同法に基く規則その他規程を守らなければならない。
- 南岸用水と共同で加茂谷に測水所を設け、毎日流量を観測しなければならない。

以 上